

## 島根県道路整備方針検討業務 企画提案公募実施要領

この要領は、島根県が実施する「島根県道路整備方針検討業務」を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受注者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 委託業務の内容

#### (1) 業務名

島根県道路整備方針検討業務

#### (2) 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月28日まで

#### (3) 業務内容

別紙業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 契約金額の上限

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

#### (1) 単独の法人であること。

#### (2) 応募者は、次の各号を満たすこと。

ア 島根県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格を有し、県内に本社・本店を有すること、又は準地域内業者であること、又は支店・営業所を入札公告日の前日までに島根県内に有する県外業者であること。（支店・営業所を入札公告日の前日までに島根県内に有することを証明する資料を添付すること。）

イ 以下に示す2項目に該当する業務について、それぞれ1件以上の完了実績があり、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。なお、元請として完了したものに限り、また設計共同企業体としての実績は認めない。

1) 広域道路計画、道路網・路線計画、道路整備計画、道路整備効果のいずれかに関する業務（同一業務で重複している場合も1件とする）

2) ニーズや意向の把握を目的としたヒアリング、WEB等の各種アンケート調査業務（調査内容及び対象者は問わない）

※上記の対象は、国（独立行政法人含む）及び県、市町村発注の平成26年4月1日から参加表明書提出日までに完了する業務とする。

ウ 以下に示す、1)かつ2)を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

1) 技術士（「建設部門：道路または都市及び地方計画」、「総合技術管理部門：建設—道路または都市及び地方計画」）、認定技術管理者（道路または都市計画及び地方

計画)、RCCM(道路または都市計画及び地方計画)、国土交通省登録技術者資格(道路または都市及び地方計画)のいずれかを有する者

2) 上記イ1)～2)に示すいずれかの業務において、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 島根県における県税の滞納がない者であること。

カ 公告の日から契約締結の日までの間に島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱(昭和63年5月31日管発第181号。)による指名停止を受けていないこと。

キ 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

・資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

・人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

・その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一の企画提案公募に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効として取り扱う。

オ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)による)が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

### 3. 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行なされなかった場合は、契約を解除し、概算払がある場合は、双方の協議によりその全額または一部を返還するものとする。

#### 4. 応募に関するスケジュール等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から企画提案公募参加表明書（様式1）を徴収して、参加資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書の提出及び提案者へプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和6年6月10日（月）～令和6年6月25日（火）
(2) 事前説明会	開催しない。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	<p>企画提案に参加するものは、企画提案公募参加表明書（様式1）に以下の書類を添えて、令和6年6月25日（火）午後5時までに持参または郵送により提出すること。</p> <p>※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>ア 業務実績が分かるもの（テクリス（業務完了時）、テクリスがない場合は契約書、完了請書等及び仕様書等の業務内容がわかるもの）。</p> <p>イ 会社（法人）の概要が分かるもの。</p>
(4) 参加資格通知予定日	令和6年7月2日（火）
(5) 質疑の受付期間	質疑のある場合は、企画提案質問票（様式2）により、令和6年6月17日（月）午後5時までに郵送もしくはファクシミリまたはメールにより提出すること。
(6) 質疑の回答方法	<p>県高速道路推進課ホームページに掲載する。</p> <p>なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容、評価基準等についての質問は受け付けない。</p>
(7) 質疑の回答予定日	令和6年6月20日（木）
(8) 企画提案書提出	<p>企画提案書を提出する者は、令和6年7月11日（木）までに持参又は郵送をすること。</p> <p>※郵送、持参とも期限必着。持参の場合、土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は郵便書留に限る。</p>
(9) プレゼンテーションの予定日等	<p>令和6年7月18日（木）【予定】</p> <p>※日時、場所等詳細については別途通知する。なお、場所は島根県松江市市内での現地開催を予定している。オンラインによる出席も可とする。</p>
(10) プレゼンテーションの方法	<p>提案者ごとに20分以内で企画提案書に基づく説明を行った後、質疑応答の時間を10分設ける。</p> <p>なお、プレゼンテーションと質疑応答の内容は、提案書に準ずるものとして取り扱う。</p>
(11) 提出先及び問い合わせ先	<p>〒690-0887 島根県松江市殿町8番地</p> <p>島根県土木部高速道路推進課 高速道調整係（担当：小林）</p> <p>E-mail: highway@pref.shimane.lg.jp</p> <p>TEL：0852-22-5972 FAX：0852-22-5190</p>

## 5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1) 企画提案書の作成方法	<p>ア 企画提案書は、6. 企画提案書等に関する記述の内容に基づき、任意様式により作成すること。また、提案書表紙には業務委託名及び提案者名を記載すること。</p> <p>イ 用紙の大きさは A4 判、横書きとする。(A3 判の折り込みも可とする。ファイリングは不要。)</p> <p>ウ 企画提案書には、作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含むこと。</p>
(2) 提出部数	9 部 (うち 8 部は写し可) 提出すること。
(3) 見積書の作成方法等	<p>ア 見積書 (任意様式) を 1 部提出すること。</p> <p>イ 見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。</p>
(4) 企画提案等に係る留意事項	<p>ア 企画提案に係る経費は提案者の負担による。</p> <p>イ 事業効果、効率性等の観点から、協議の上で採用された企画の内容を変更することがある。</p> <p>ウ 本要領に基づき提出された書類は他の目的には使用しない。また、提出された書類一式については、返却しない。</p>

## 6. 企画提案書等に関する記述の内容

<p>(1) 企画提案書 (作業フローの分かる工程表、員数の分かる組織体制図等を含む)</p>	<p>企画提案書について、仕様書に基づき、以下の内容を含んで作成すること。</p> <p>1. 業務の実施方針等 業務実施に当たっての方針の記述に際し、県内東部の高規格道路についての現状、認識について、近年 (過去 5 年程度) の行政、経済界での動きも含め示すこと。 また、作業フローの分かる工程表を示すこと。</p> <p>2. 業務内容の説明 (1) ミッシングリンクとして示された区間での骨格幹線道路が抱える課題を複数示すこと。また、その課題が該当すると考えられる概略の区間を示し、その理由を示すこと。 (2) 交通課題に関する意識調査において、対象とする範囲、主な調査対象者、各調査対象者に対する調査項目の概要、調査方法及び留意点について示すこと。</p> <p>3. 業務経験等 以下の (1)、(2) に該当する業務のうち、国 (独立行政法人含む) 及び県、市町村発注の平成 26 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了するものを対象として記述すること。</p>
---	---

	<p>(1) 広域道路計画、道路網・路線計画、道路整備計画、道路整備効果のいずれかに関する業務（同一業務で重複している場合も1件とする）</p> <p>(2) ニーズや意向の把握を目的としたヒアリング、WEB等の各種アンケート調査業務（調査内容及び対象者は問わない）</p> <p>1) 企業の業務経験について、上記(1)、(2)それぞれ最大3件まで示すこと。この業務のうち、企業が優良業務表彰(※1)を受けた実績がある場合は、そのことについても示すこと。</p> <p>2) 組織の業務能力について、人員を含む業務体制図を示すこと。また、社内の情報管理体制についても示すこと。</p> <p>3) 管理技術者の業務経験について、上記(1)、(2)それぞれ最大3件まで示すこと。この業務のうち、管理技術者が優秀建設技術者表彰(※2)を受けた実績がある場合は、そのことについても示すこと。</p> <p>4) 上記の業務実績および表彰実績がわかるもの（テクリス（業務完了時）、テクリスがない場合は契約書、完了請書等及び仕様書等の業務内容がわかるもの。表彰実績については表彰状の写し）を添付すること。</p> <p>※1. 表彰対象は、地方整備局発注分は局長、部長及び事務所長表彰に限る、島根県発注分は知事表彰とする。</p> <p>※2. 表彰対象は、地方整備局発注分は局長、部長及び事務所長表彰に限る、島根県発注分は表彰された業務の島根県課長及び事務所長の優秀建設技術者表彰（業務）に限る。</p> <p>4. 見積の内容  見積は項目ごとに、員数の分かるものとする。</p>
--	--

## 7. 審査方法等

(1) 審査方法	<p>庁内の関係部署で構成された審査委員会を設置し、別紙審査基準表に基づき審査を行い、基礎点(※)と加算点の合計点数が高い者を委託契約候補者として選定する。ただし、同評価(同点)となった場合は、基礎点が高い者、業務経験等の点が高い者の順で特定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断されない企画提案がない場合は、委託候補者を選定しないことがある。また、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。</p> <p>※基礎点について、1項目でも必須点を下回る場合は失格とする。</p>
----------	--

(2) 審査内容	別紙審査基準表による。
(3) 提案者への採否通知	審査委員会終了後、速やかに提案者全員に通知する。

## 8. 契約

### (1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）をはじめとする諸規定が適用される。

### (2) 契約金額

審査決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

また、実績額について契約金額に対し変動があった場合は、協議の対象とする。

### (3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

### (4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とする。

## 9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のないものが提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 10. その他

- (1) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4(11)の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。